

【中小企業倒産防止共済制度について】

いつもニュースレターをご覧いただき、ありがとうございます。
 税務第二部の今井貴之です。



今回は、節税効果もある『**中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）**』（以下「倒産防止共済」）について、お伝えします。

倒産防止共済とは、会社が健全であったとしても、取引先事業者の倒産の影響を受けて、連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度になります。中小企業倒産防止共済法に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

● 加入資格について

加入できる方は、引き続き1年以上事業を行っている中小企業者で、下記の「資本金の額または出資の総額」、「常時使用する従業員数」のいずれかに該当する会社または事業所得がある個人の中小企業者になります。

| 主な業種 | 資本金の額 | 常時使用する従業員数 |
|---------------------|-----------|------------|
| 製造業、建設業、運輸業その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| ソフトウェア業または情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |

※その他、企業組合、協業組合なども、加入可能。

● 掛金の税法上の取扱いについて

掛金は、月額5,000円から20万円までの範囲（5,000円単位）で、自由に選択ができ、**払い込んだ掛金は、法人税または所得税の計算上、全額「費用」とすることができます。**なお、800万円が払込金額の合計額の上限になります。

また、掛金は、将来払い込む分を一括で払い込むことができます。（「前納制度」）
 注意点としまして、払い込まないと費用にはならず、未払計上はできません。



● 共済契約の解約について

共済契約を解約する場合には、解約の事由や加入期間によって計算された金額が、「解約手当金」として支払われます。**解約手当金は、税法上、全額「収入」となります。**

共済契約者の任意で解約した場合、加入期間が40ヶ月以上経過していれば、掛金の100%が解約手当金として支払われます。

つまり、黒字の時に掛金を払い込んで利益を減らし、赤字の時に解約して収入を計上するといった一定の利益調整が行えますので、結果的に合法的な節税になります。

加入や前納の手続きには、一定の時間が必要となりますので、余裕をもって、ご検討いただければと思います。加入にあたっては、ぜひ、弊社担当者へご相談ください。

（税務第二部 今井 貴之）